
プロジェクト リスク分担型 DB に関する会計処理
第 75 回退職給付専門委員会及び第 328 回企業会計基準委員会で聞か
れた意見
項目

本資料の目的

1. 本資料は、前回の退職給付専門委員会（第 75 回・2016 年 1 月 21 日開催）（以下「専門委員会」という。）及び企業会計基準委員会（第 328 回・2016 年 1 月 27 日開催）で議論されたリスク分担型 DB（以下「本制度」という。）に関する会計処理について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

本制度の内容について**（第 75 回退職給付専門委員会で聞かれた意見）**

2. 掛金を労使合意で自由に変更できるということは、通常確定給付企業年金制度において過去の積立不足に対して特別掛金を拠出し、給付を維持していることと実質的には同じであると考えられる。
3. 例えば死亡率の改善等、将来のコストの増加が確実に予想されるような状況でも、企業に追加的な拠出義務がないと考える点に関して疑問を感じる。

（第 328 回企業会計基準委員会で聞かれた意見）

4. 調整率による給付額の調整で長期的には財政均衡が図られるとしても、短期的に積立金不足が生じた場合には、当該調整では対応できないのではないか。短期的な積立金不足に対処する制度対応が必要ではないか。
5. 企業からのニーズも踏まえると、リスク対応掛金の拠出方法としてこれほど多くの方法は必要とされていないのではないか。
6. 制度の趣旨を妨げない範囲内で、労使合意による掛金変更を一定の範囲に限定すべきではないか。
7. 市場環境が劇的に変わる中で、当初に算定されたリスク対応掛金を事後に見直さないというのは現実と乖離しているのではないか。その場合には運用のポートフォリオが一定の制約を受けるのではないか。
8. 1 つの企業において、通常確定給付企業年金制度と本制度の 2 つの制度が併存する場合で年金資産の一体管理が行われるときに、両制度間の資金移動等により実質的な追加拠出が生じる可能性があると考えている。そのため、年金資産の一体管理を認める場合の要件を追加でご検討いただきたい。

9. 従来の確定給付企業年金制度における標準掛金の算定には企業に大きな裁量が認められているが、5年ごとの財政計算時に見直される。一方、本制度における標準掛金は労使合意がない限りは見直しが要求されていない点を考えると、算出方法は従来の確定給付企業年金制度よりも厳格な条件が必要ではないか。

企業による追加的な拠出義務の有無

企業が追加的な拠出義務を有する場合があるという意見

(第75回退職給付専門委員会で聞かれた意見)

10. 本制度の導入時に、企業が、将来に積立不足が生じたときに新たな労使合意を形成してリスク対応掛金を増額する旨の意向を従業員に対して予め示していた場合には、企業は追加的な拠出義務を負っているのではないか。また、本制度の導入時に、企業がそのような意向を予め示していなかったものの、実際には、給付を維持するために追加拠出を行った場合等の取扱いは、整理する必要がある。
11. 本制度において、新たに労使合意を形成して掛金を変更することができる点は、企業が追加的な拠出義務を有するかどうかの検討にあたって、論点として識別する必要がある。
12. リスク対応掛金は、制度発足時に想定するリスクバッファーのための掛金であるにも関わらず、途中で制度が終了した場合に給付額で調整されることになり、潜在的に企業側に追加的な拠出義務があると考ええる。

(第328回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

13. 成長途上の企業では従業員が大幅に増加する可能性がある点等を考えると、企業は相当高い確率で追加拠出を行う可能性があると考ええる。
14. 企業が設定した期待収益率等の仮定に何らかの誤りがあれば、損害賠償責任を負うことになると思われるので、このような事象が発生して企業が追加拠出を行うケースを考慮する必要がないか。

企業側に追加的な拠出義務が潜在的にあるとしても、会計処理には反映させるべきでないという意見

(第75回退職給付専門委員会で聞かれた意見)

15. 企業側に追加的な拠出義務が潜在的にあるとしても、その金額の測定は不可能と考えられる。そのため、本制度においては、企業側に追加的な拠出義務がないという前提であれば、会計処理もそれに応じた処理になると考えられる。
16. 仮に本制度の趣旨とは異なる形で、過去の積立不足分を企業が追加拠出して給付を維持することも考えられるが、会計処理の検討にあたっては、基本的には本制度の

趣旨を踏まえるべきと考える。

企業による一定の掛金の拠出

(第75回退職給付専門委員会で聞かれた意見)

17. 「一定の掛金」の「一定の」という意味は、掛金の算定方法が、法令上の取決め、又は労使合意に従っているという意味で捉えることができるかと考える。
18. 「一定の掛金」というのは、掛金の額が予め定められた規則に基づいて定まってお
り、その後に企業による裁量が働く余地がない場合と考えている。
19. 米国会計基準では、確定拠出年金制度は、「個人勘定への拠出額をどのように決定
しているかを定めている制度」と定義されており、掛金の額を予め決めていること
ではなく、掛金の算定方法を予め定めていることを指すと理解している。
20. 現行の確定拠出年金制度においても、「掛金の総額」が絶対額として定まっている
わけではないため、事務局の整理に違和感がある。
21. 通常、確定拠出年金制度の掛金は給与に対する一定割合で決定しているので、「一
定の掛金」というのは、毎期の掛金の算定方法が定まっているという考え方になる
と思われる。
22. 弾力拠出の場合でも、当初に毎期の掛金の額を規約に全て記載するのであれば、弾
力拠出も「一定の掛金」に該当すると考える。

(第328回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

23. 「一定の」の意味合いは、確定拠出制度の会計処理と一体で考えるべきではないか。
このように考えると、著しく掛金の変動しないという趣旨の「一定」と、著しい費
用の前倒し部分や後ろ倒し部分がなく、当期の費用として合理的とみなせるとい
う趣旨の「一定」という考え方があり得る。

費用配分に関する論点

(第75回退職給付専門委員会で聞かれた意見)

24. 本制度において認められている範囲の中で企業が拠出方法を選択しているのであ
れば、弾力拠出の場合も含めて、リスク対応掛金の拠出は「確定拠出制度」におけ
る費用配分の方法として適切と考えるべきではないか。
25. 掛金の拠出額を費用として認めるかどうかは、労働の対価として妥当であるかど
うかによると考える。リスク対応掛金は運用のバッファーであるが、企業には返還さ
れないため、最終的には労働の対価と整理した方が分かりやすい。

26. リスク対応掛金はバッファーと捉えているため、費用配分において労働の対価性を求めなくても良いと考える。また、企業が拠出した掛金は返還されないため、均等拠出が適切な方法と仮定した場合に、弾力拠出の場合に前倒しで拠出した部分に資産性があるかどうかという点にも懸念がある。
27. 弾力拠出の場合に、制度上どの程度の幅の中で掛金の額を決められるのかによって、損益に与える影響が変わると考える。
28. 弾力拠出の金額を労使合意で決めるに際し、実務上、企業側が合理的に説明できる内容で合意を行うと考えるため、極端な拠出パターンは排除されると考える。

(第 328 回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

29. 企業に追加拠出が求められないとしても、リスク対応掛金の部分は当初に義務を負っていると考えられるため、リスク対応掛金の部分は負債として当初に認識する必要があるのではないか。
30. リスク対応掛金を永続的に払い込む形にすれば、金額が確定していないため、当初に負債として全額認識する必要はない。
31. 退職給付会計基準の結論の背景の中で、退職給付は賃金の後払いの性格を有すると記載されているが、リスク対応掛金が賃金の後払いといえるかは疑問である。そのため、費用配分の観点からは拠出方法によって区別する必要はなく、要拠出額をそのまま費用処理しても問題ないのではないか。

既存の確定給付企業年金制度から本制度への移行に関する会計処理

(第 75 回退職給付専門委員会で聞かれた意見)

32. 既存の確定給付企業年金制度から本制度への移行時において、過去の積立不足に対応する部分として特別掛金相当額を拠出する場合は、実務対応報告第 2 号の会計処理と同様に、未積立額に係る特別掛金相当額を退職給付に係る負債として計上した方がよい。
33. 既存の確定給付企業年金制度においてリスク対応掛金の仕組みを導入した後に本制度に移行する場合、未積立額に係るリスク対応掛金の部分の会計処理も論点となり得る。また、本制度を導入した後に、既存の確定給付企業年金制度に移行する場合の会計処理も論点となり得る。
34. 既存の確定給付企業年金制度から本制度に移行した場合に、退職給付制度の終了として規定されている「退職給付制度間の移行又は制度の改訂により退職給付債務がその減少分相当額の支払等を伴って減少する」の「支払等」に何が該当するかを検

討する必要がある。

(第 328 回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

35. 本制度へ移行する場合に、移行前の制度における積立不足をどのように引き継ぐのか。複数のアプローチが認められる予定かを明らかにしていただきたい。

開示

(第 75 回退職給付専門委員会で聞かれた意見)

開示事項を要求する目的を明確にすべきとする意見

36. リスク対応掛金は本制度だけでなく、通常の確定給付企業年金制度でも採用されるケースがあり得る。また、事務局提案では、当期純利益に影響する場合を念頭に置いて、本制度のみを開示対象として提案しているが、キャッシュ・フローに着目すれば、本制度のみに開示を要求する必要性はないと考える。このため、本制度のみに固有の開示事項を要求する理由を明確にする必要がある。
37. 固有の開示事項の要否を議論する場合に、どのような観点での比較可能性で要求するかを明確にする必要があると考える。
38. 開示事項を追加するのであれば、現行の確定拠出制度の注記だけでは不十分であることを説明する必要がある。各期の要拠出額が労働の対価に見合っているのであれば、費用処理額が異なるのは当然であり、それを踏まえた上で、リスク対応掛金に関する開示事項の要否を検討する必要がある。

将来の拠出額が予測できる情報を開示すべきとする意見

39. 確定拠出年金制度と異なり、掛金が平準ではない部分がリスク対応掛金にあるので、投資家に対しては、企業が将来的に支払う金額の情報は開示することが望ましいと考える。
40. 将来の掛金の金額がある程度予測できるような開示が必要と考える。

その他の意見

41. 開示事項を追加するのであれば、実務対応報告ではなく、退職給付会計基準や退職給付適用指針で定める必要があると考える。
42. 本制度を確定拠出制度と同様の処理をした場合でも、制度上は異なるため、確定拠出制度と本制度に分けて記載することが望ましいと考える。

以上